

「台湾友好祭 in 菊池地域 2027」イベント事業業務委託基本仕様書

1 委託業務名

「台湾友好祭 in 菊池地域 2027」イベント事業

2 委託目的

世界最大の半導体受託製造企業である TSMC の管内進出により、台湾をはじめとする国内外からの菊池地域への移住者や来訪者が増えており、今後も増加していく見込みである。

そこで、菊池地域の住民と台湾をはじめとする国内外からの菊池地域への移住者・来訪者を対象に、双方の文化・魅力を相互に発信し、交流できるイベントを開催することで、異なる文化の相互理解の促進に繋げる。また、菊池地域の観光資源や食・文化の魅力を PR することで、菊池地域における人流の活性化を促し、更なる地域振興へと結びつける。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月8日（月）まで

4 業務内容 ※詳細は受託企業決定後に打ち合わせるものとする。

菊池地域（菊池市、合志市、大津町及び菊陽町の範囲をいう。以下同じ。）において、菊池地域と台湾の文化を相互に発信し、地域住民と移住者が交流するイベントを行う。地域住民と移住者が、互いの文化や地域性について知り、交流を深められるよう、双方の文化を直接体験できるブースを複数設ける。併せて、菊池地域と台湾関連の飲食・物販を実施する。

【イベント概要】

- ・ イベント名：「台湾友好祭 in 菊池地域 2027」
- ・ 日 時：令和9年（2027年）2月28日（日）
午前10時～午後4時30分
- ・ 会 場：農業公園カントリーパーク（合志市栄3802-4）

※会場は、以下のとおり予約済み。

【わくわく広場】令和9年2月27日（土）及び2月28日（日）
（2月27日（土）は設営日を想定）

【イベントホール】令和9年2月28日（日）
（講演会等の室内イベントでの活用を想定）

なお、会場使用料が以下のとおり必要なため、見積に計上すること。

○わくわく広場（10,000 m²）：1 m²あたり 5.5 円

10,000 m² × 5.5 円 × 2 日間 = 110,000 円（税込み）

○イベントホール

1 日あたり 5,170 円（税込み）

- ・ 内 容：①台湾と菊池地域の文化交流ブースの設置・運営
 ②飲食・物販ブースの設置・運営
 ③多くの来場を促すための企画 ※詳細は4（7）を参照
- ・ ターゲット：主に菊池地域の住民及び台湾をはじめとする国内外からの菊池地域への移住者・来訪者
- ・ 入場料（来場者負担）：100円（予定）※高校生以下無料

（1）会場のレイアウト案の作成

- ・ 会場レイアウト（導線含む）を提案すること。
 ※雨天の場合も想定し、必要な備品等を準備すること。

（2）台湾と菊池地域の文化交流ブースの設置・運営

- ・ 移住者及び地域住民が互いの文化について理解を深めることのできる参加型ブースを複数設けること。
 ※昨年度の実施例：やさしい日本語講座、和菓子づくり体験、台湾文化講演会、ランタンづくり体験等
- ・ 菊池地域（菊池市、合志市、大津町、菊陽町）4市町の紹介ブースを設けること。

（3）飲食・物販ブースの設置・運営

- ・ 菊池地域の食材等を使った飲食・物販を行う菊池地域内の店舗（想定）と、台湾の料理やスイーツ、雑貨等の販売を行う店舗（想定）を提案すること。なお、店舗ジャンルのバランスを考慮したものが望ましい。また、菊池地域内の店舗は、4市町間のバランスもできる限り考慮すること。
 なお、台湾関連ブースの出展は菊池地域外（県外含む）からの出展も可とするが、多数の希望がある場合は、菊池地域からの出展が望ましい。
- ・ 来場者の休憩・飲食スペースを設置すること。
- ・ 出展者向けに出展マニュアルを作成し、事前に出展者へ周知すること。

（4）出展料の徴収

- ・ 本業務の実施にあたり、出展者から出展料を徴収することも可とする。その際は、出展料は社会通念上妥当な範囲で設定することとし、企画提案時に1者あたりの出展料と目標出展者数を明記すること。なお、事業完了後の支払手続きについては、契約額を上限に、総事業費から総収入を差し引いた額で精算することとする。
 ※最終的な出展料の額は、協議会と協議の上決定する。
- ・ 出展料の徴収方法は受託者が指定する出展料管理用口座への振り込みとする。
- ・ 事業完了後は収支精算書と併せて出展料管理用口座の入出金明細（写し）を提出すること。なお、出展料収入額の明確化のため、出展料管理用口座の開設が望ましい。

(5) イベントを円滑かつ安全に開催するための計画策定・実施

- ・当日の警備計画（駐車場対応を含む）を策定し、必要な人員を確保の上、実施すること。
- ・周辺道路から会場への進入導線を計画すること。なお、計画の際は交通渋滞が発生しないよう配慮すること。
- ・災害発生時の対応マニュアルを電子版で作成し、県へ報告するとともに、関係者へ提供すること。
- ・会場内及び会場周辺に、必要な案内標識を設置すること。
- ・イベント実施に係る賠償保険に加入すること。

(6) イベント実施に係る準備・調整

- ・各種マニュアルの作成・配布や、必要な手続き（食品衛生関係等）を行うこと。
- ・必要備品等の準備・調整を行うこと。

(7) 来場を促す企画

- ・令和7年度の来場者数は約3,500名であるが、会場規模等を考慮し、より多くの来場を促すための企画を提案すること。企画提案にあたっては、目標来場者数を明記すること（参考：令和7年度は「ゆるキャラステージ」を実施。）。
- ・特に台湾や国内外からの移住者の来場を促す企画を提案すること。
- ・広告媒体の制作・配布、Web 広告などによりターゲットに対し、事前に広く周知を行うこと。（広告媒体を作成する際は、日本語及び中国語（繁体字）の2種類の作成を必須とする。Web 広告の媒体は問わない。）

(8) 当日運営

- ・イベント会場およびその周辺の設営・撤収・清掃を行うこと。
- ・各ブース及びイベント会場内各所への最低限必要な備品を配置すること。
- ・イベント当日の運営、進行を行うこと。

(9) 来場者アンケートの実施及び景品の発送

- ・来場者アンケートを実施した上、回答者の中から抽選で景品を発送すること。
- ・景品の当選者数及び金額も提案を行うこと。景品は菊池地域の特産品等（4市町から最低1つ以上選定すること）とし、景品の調達費及び発送費は本委託料に含むこととする。なお、別途、協議会から台湾旅行1泊2日ペアチケットを提供予定。
- ・アンケートは重複回答がないように整理することとし、結果をとりまとめの上、実績報告書とともに協議会へ提出すること。

(10) 効果測定

- ・イベント当日の来場者数を集計すること。
- ・来場者アンケートにより、年代、居住地（市町村等別、国・地域別）、イベントの

実施内容に関する評価等を集計、分析し、報告すること。

5 見積金額の算出

本業務全体の歳出と出展者から徴収する出展料の総額との差額を見積金額として算出すること。なお、本業務全体の歳出の上限は定めないが、見積金額の上限は2,100千円とする。

6 報告書の提出等

令和9年（2027年）3月8日（月）までに、以下のとおり提出すること。

※いずれも電子データのみで可

（1）提出物

- ・業務完了報告書
- ・実績報告書
- ・収支精算書及び出展料管理用口座の入出金明細（写）
- ・イベントの記録（写真・動画等）
- ・その他委託業務で制作した資材等一式（チラシ、ポスター等）

（2）提出先

〒861-1331 熊本県菊池市隈府1272-10

菊池地域観光推進協議会事務局（熊本県県北広域本部振興課）

7 特記事項

- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更することがある。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示によるものとする。
- ・業務上知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・受託者は、本業務において知り得た情報を他人に漏らし、本業務の目的以外に使用してはならない。業務委託終了後も同様とする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- ・契約期間終了後も、本業務に係る照会等報告すべき事項が生じた場合は、委託者へ迅速に連絡する等誠実な対応を行うこと。
- ・本業務の実施に伴い、新たに制作した制作物の著作権は委託者に帰属する。
- ・その他、必要に応じて委託者と協議を行うこと。

別 記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 第 2 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

- 第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

- 第 4 乙は、この協定による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

- 第 5 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

- 第 6 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、ＢＣＣ（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

- 第 7 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その

作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 9 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（持出しの制限）

第 10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第 11 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第 12 乙は、この協定による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 13 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（作業従事者への周知）

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

- 第17 乙は、この協定による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
 - 3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（協定解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。